

3. 九州における観光の現況

2020年の九州における観光は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響により、大変厳しいものとなりました。

しかしながら、このような状況においても決して九州の観光資源の魅力が失われたわけではないので、国内外の感染状況等を見極めつつ、受入環境の整備を行っていくなど観光需要の回復に向けた取組が必要です。

〔1〕観光の状況

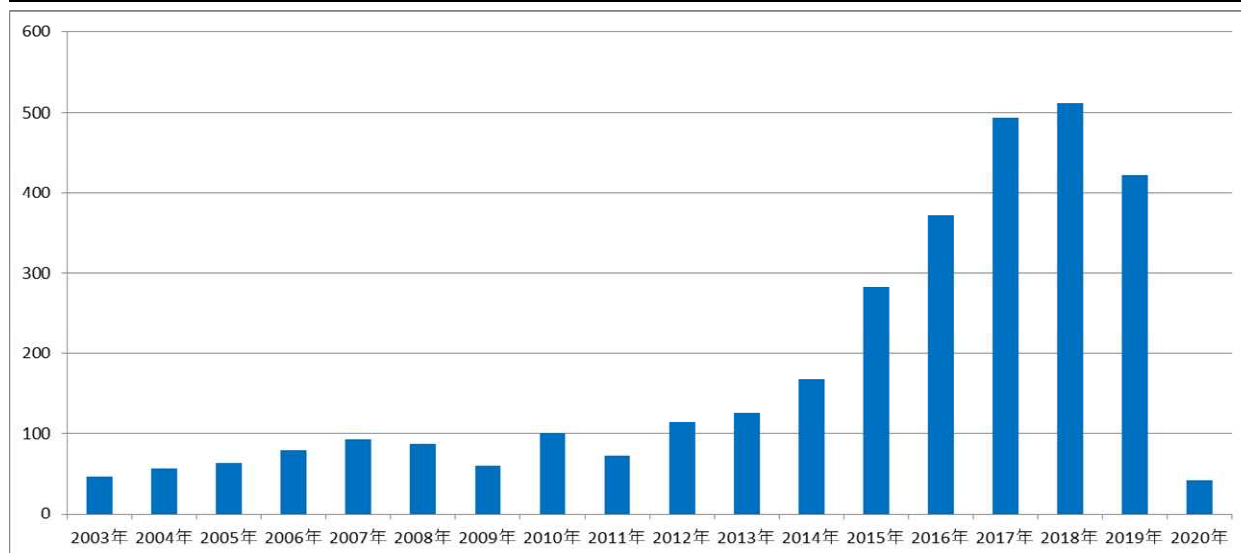
(1) 九州への外国人入国者数の推移

2020年の九州への外国人入国者数は、世界的な新型コロナウイルス感染症感染拡大による日本政府の徹底した水際対策の影響により、大幅な減少となり、約40万人となった。

(ア) 月別外国人入国者数

上段:外国人入国者数 中段:特例上陸数 下段:特例上陸を含む外国人入国者数

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
2016	218,270	214,859	208,401	169,743	126,654	151,659	178,472	188,711	198,687	208,692	211,139	234,189	2,309,476
	65,910	59,117	79,729	92,356	143,775	137,410	188,383	168,751	128,314	125,267	118,866	103,768	1,411,646
	284,180	273,976	288,130	262,099	270,429	289,069	366,855	357,462	327,001	333,959	330,005	337,957	3,721,122
2017	274,060	263,341	255,279	279,724	262,195	260,257	272,741	268,954	254,716	281,025	284,629	298,772	3,255,693
	104,772	107,705	105,009	119,352	117,197	166,046	172,536	206,018	159,921	170,860	131,947	124,412	1,685,775
	378,832	371,046	360,288	399,076	379,392	426,303	445,277	474,972	414,637	451,885	416,576	423,184	4,941,468
2018	319,792	312,460	311,880	318,714	293,279	293,141	283,422	279,592	286,518	299,191	299,150	326,533	3,623,672
	128,712	124,862	88,744	106,016	110,792	134,855	171,550	162,445	135,012	127,085	104,752	97,792	1,492,617
	448,504	437,322	400,624	424,730	404,071	427,996	454,972	442,037	421,530	426,276	403,902	424,325	5,116,289
2019	343,560	332,586	332,421	313,208	298,443	299,689	266,205	192,670	161,164	183,043	187,171	197,110	3,107,270
	85,708	56,824	66,890	67,562	71,490	123,672	152,673	137,570	108,608	73,590	88,916	81,253	1,114,756
	429,268	389,410	399,311	380,770	369,933	423,361	418,878	330,240	269,772	256,633	276,087	278,363	4,222,026
2020	220,429	100,192	11,102	37	273	11	81	89	84	223	820	2,414	335,755
	69,058	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	69,058
	289,487	100,192	11,102	37	273	11	81	89	84	223	820	2,414	404,813



※1 毎月のデータは月報から、年計は年報から転載しているため、月ごとの集計と一致しないこともある。
出典:法務省出入国管理等計

(イ)主要国・地域別外国人入国者数

上段:入国者数(人数) 下段:シェア(%)

	韓国	中国	台湾	香港	タイ	北米	欧州
2018	2,409,663	1,707,941	413,525	285,503	40,400	63,379	58,996
	47.1	33.4	8.1	5.6	0.8	1.2	1.2
2019	1,706,493	1,329,429	458,910	321,317	60,803	71,751	76,520
	40.1	31.5	10.9	7.6	1.4	1.7	1.8
2020	141,343	103,242	58,218	47,233	7,260	6,551	6,615
	34.9	25.5	14.4	11.7	1.7	1.6	1.6

※ 入国者数には、船舶観光上陸を含む。
出典:法務省出入国管理等計

(2)県別延べ宿泊者数(含む外国人)

令和元年

単位:人泊

	延べ宿泊者数	全国順位	九州順位	外国人延べ 宿泊者数	全国順位	九州順位	延べ宿泊者数 に占める外国 人延べ宿泊者 数の割合(%)	全国順位	九州順位
全 国	595,921,480	-	-	115,656,350	-	-	19.4	-	-
福 岡	20,420,380	9	1	4,261,960	7	1	20.9	8	1
佐 賀	2,801,730	45	7	359,240	29	6	12.8	15	3
長 崎	7,248,850	26	5	753,310	21	5	10.4	21	5
熊 本	7,633,470	24	4	934,990	18	3	12.2	17	4
大 分	7,902,700	23	3	1,206,780	16	2	15.3	13	2
宮 崎	4,320,060	37	6	326,260	34	7	7.6	29	7
鹿 児 島	8,366,340	22	2	839,900	19	4	10.0	22	6

(注)ホテル、旅館、簡易宿所及び会社・団体の宿泊所など全宿泊施設が対象。

資料:観光庁「宿泊旅行統計調査報告」

(3) 国籍別外国人延べ宿泊者数

令和元年

単位:人泊

	外国人延べ 宿泊者数	韓国	中国	香港	台湾	アメリカ	カナダ	イギリス	ドイツ	フランス	ロシア
全 国	101,306,450	9,715,410	29,848,200	6,982,380	13,470,920	7,278,440	1,134,290	2,092,500	1,151,300	1,564,060	467,700
福 岡	3,787,880	1,332,410	556,490	459,590	679,190	78,270	17,580	37,950	12,830	18,850	4,810
佐 賀	342,450	129,030	77,510	23,830	74,500	3,060	630	830	1,210	800	40
長 崎	577,400	159,040	87,970	61,240	92,490	34,320	3,660	7,670	6,670	4,420	450
熊 本	862,710	249,360	133,170	100,370	210,230	18,580	4,380	11,440	6,250	13,560	960
大 分	933,200	410,760	99,790	99,890	145,230	11,930	4,180	19,170	3,300	7,080	500
宮 崎	306,170	108,250	17,620	65,920	61,420	5,350	1,110	3,860	1,230	1,220	260
鹿児島	727,850	140,720	112,920	225,310	129,060	16,210	4,890	7,430	5,650	5,810	750

	シンガポール	タイ	マレーシア	インド	オースト ラリア	インド ネシア	ベトナム	フィリピン	イタリア	スペイン	その他
全 国	2,454,590	3,603,770	1,362,240	606,460	3,065,990	1,371,280	769,290	1,166,360	933,270	853,720	9,296,680
福 岡	48,500	90,030	43,980	7,030	27,400	12,420	11,470	39,760	5,400	3,130	175,640
佐 賀	2,910	10,290	1,500	230	840	3,220	570	1,030	110	80	7,170
長 崎	8,360	13,390	6,680	3,300	8,350	2,860	1,650	6,890	1,050	890	59,040
熊 本	14,710	14,920	14,280	3,180	7,060	2,320	2,670	3,400	1,490	1,830	45,800
大 分	11,390	21,950	9,220	1,230	15,210	2,490	2,490	3,700	640	2,060	50,710
宮 崎	4,270	2,850	2,200	200	1,710	690	390	430	260	360	18,360
鹿児島	10,090	5,290	4,650	380	5,280	960	1,190	970	890	730	41,440

- (注) 1. 従業員10人以上のホテル、旅館、簡易宿所及び会社・団体の宿泊所が対象。
 2. 外国人・・・日本国内に住所を有しないもの。 国籍・・・宿泊者が提示した旅券の国又は地域。
 3. 外国人延べ宿泊者数には、国籍不詳を含む。

資料:観光庁「宿泊旅行統計調査報告」

(4)県別観光レクリエーション施設数

県別 種別		福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	九州(A)	全国(B)	A/B×100(%)
		スポーツ・レクリエーション施設	サイクリングコース	13	1	5	7	9	3	6	44
ハイキングコース	26		16	13	23	21	20	14	133	1512	9
オリエンテーリング・パーマネントコース	1		1	2	3	1	1	2	11	44	25
自然歩道・自然研究路	34		9	19	18	23	15	35	153	1010	15
キャンプ場	41		20	46	64	40	40	65	316	2452	13
フィールド・アーチェリー場	0		0	0	0	3	0	0	3	20	15
ゴルフ場	58		22	23	42	24	27	27	223	2233	10
スキー場	0		1	0	0	1	1	0	3	297	1
スケート場	2		0	0	0	1	2	0	5	101	5
海水浴場	21		10	62	31	26	15	55	220	1082	20
マリーナ・ヨットハーバー	3		0	11	7	3	0	4	28	207	14
観光農林業	24		16	8	20	31	14	60	173	1798	10
観光牧場	2		3	2	6	4	3	4	24	189	13
観光漁業	11		16	6	31	14	3	13	94	1003	9
テーマパーク・レジャーランド	4		4	4	7	11	7	9	46	396	12
公園	135		88	115	124	68	56	130	716	4531	16
フィールド・アスレチック	1		0	1	3	1	0	0	6	109	6
展示見学施設	博物館		74	38	55	47	46	34	64	358	3922
	美術館	15	10	9	13	15	4	12	78	1023	8
	水族館	1	0	3	1	2	3	3	13	101	13
	動・植物園	13	4	7	9	6	9	13	61	544	11
	産業観光施設	22	12	8	17	17	13	40	129	1279	10

資料:(公社)日本観光振興協会「全国観光情報データベース」(2020(令2)年10月末)

出典:(公社)日本観光振興協会「2020年度版 数字でみる観光」を加工して使用

(5) 県別旅行業者数の推移

年度 種別 県別	H29					H30					R1					R2							
	第1種	第2種	第3種	旅行業者 代理業	計	第1種	第2種	第3種	旅行業者 代理業	旅行サー ビス手配業	計	第1種	第2種	第3種	旅行業者 代理業	旅行サー ビス手配業	計	第1種	第2種	第3種	旅行業者 代理業	旅行サー ビス手配業	計
福岡	21	63	220	47	351	21	69	227	42	53	412	21	65	247	36	87	456	23	66	245	33	124	491
佐賀	0	11	16	3	30	0	11	18	3	2	34	0	11	22	3	1	37	0	12	20	3	2	37
長崎	4	23	35	9	71	4	25	36	10	4	79	4	25	35	10	11	85	4	26	34	9	17	90
熊本	3	46	50	7	106	4	45	49	9	6	113	4	44	47	8	15	118	4	45	45	9	23	126
大分	2	29	19	10	60	2	29	19	8	0	58	2	26	24	9	6	67	2	28	21	9	8	68
宮崎	2	23	24	13	62	2	26	22	14	0	64	2	27	23	9	2	63	2	27	22	7	3	61
鹿児島	6	40	44	11	101	5	42	45	11	7	110	5	42	46	11	14	118	5	43	46	11	16	121
計	38	235	408	100	781	38	247	416	97	72	870	38	240	444	86	136	944	40	56	88	81	193	994
全国	708	2,827	5,668	779	9,982	688	2,980	5,816	706	717	10,907	691	2,980	5,803	675	1,102	11,251	686	3,043	5,692	620	1,538	11,579

資料: 観光庁旅行振興担当参事官室

(注1) 平成29年・令和2年は4月1日現在、平成30年～令和元年は5月1日現在。

(注2) 第1種旅行業者は管内に本社を有する事業者のみ。

- ① 第1種旅行業 国内・国外あらゆる旅行業務を取り扱うことができる。
- ② 第2種旅行業 海外の募集型企画旅行以外の旅行業務を取り扱うことができる。
- ③ 第3種旅行業 募集型企画旅行以外(営業所が所在する市町村及びそれに隣接する市町村内を除く)の旅行業務を取り扱うことができる。
- ④ 旅行業代理業 報酬を得て所属旅行業者のために、一定の行為(旅行業法第2条第1項第1号から第8号までの行為)を代理して旅行者と契約を締結する業務を行うことができる。
- ⑤ 旅行サービス手配業 報酬を得て旅行業者のために旅行者に対する運送等サービス又は運送等関連サービスの提供について、これらのサービスを提供するものとの間で、代理して契約し、媒介をし、又は取次ぎをする行為を行うことができる。

(6) 県別ホテル・旅館数の推移

県別	年	ホ テ ル ・ 旅 館					登 録 ホ テ ル					登 録 旅 館				
		27	28	29	30	R1	27	28	29	30	R1	27	28	29	30	R1
福岡	施設数	1,014	996	963	957	1,102	33	29	29	28	28	11	10	10	10	9
	客室数	49,870	51,293	50,951	51,924	55,188	5,985	5,264	4,989	4,989	5,103	444	423	420	413	371
佐賀	施設数	362	358	354	355	353	11	11	10	10	10	14	14	14	14	14
	客室数	9,852	9,867	9,736	9,689	9,819	1,364	1,364	1,316	1,316	1,316	850	850	850	850	850
長崎	施設数	641	633	621	611	597	5	5	5	5	4	24	24	24	20	20
	客室数	20,707	21,194	21,378	21,078	21,474	808	808	813	813	512	1,497	1,497	1,494	1,224	1,224
熊本	施設数	1,269	1,247	1,221	1,213	1,200	14	13	13	13	13	18	15	15	14	14
	客室数	27,486	27,411	26,973	27,232	26,923	2,255	2,150	2,144	2,144	2,144	1,243	1,100	1,110	1,076	1,076
大分	施設数	1,215	1,176	1,168	1,162	1,165	4	3	3	3	3	30	29	28	27	27
	客室数	25,290	25,053	25,011	26,098	25,806	842	731	731	731	731	1,521	1,466	1,320	1,277	1,277
宮崎	施設数	493	482	474	465	455	21	20	20	20	21	9	8	8	8	8
	客室数	15,334	15,181	15,402	15,436	15,479	3,931	3,713	3,713	3,713	3,914	429	343	343	343	343
鹿児島	施設数	1,093	1,079	1,046	1,032	933	13	13	13	13	15	18	17	17	16	16
	客室数	27,707	27,826	27,476	27,580	26,711	2,973	2,973	2,969	2,969	3,338	1,362	1,320	1,320	1,253	1,239
計	施設数	6,087	5,971	5,847	5,795	5,805	101	94	93	92	94	124	117	116	109	108
	客室数	176,246	177,825	176,927	179,037	181,400	18,158	17,003	16,675	16,675	17,058	7,346	6,999	6,857	6,436	6,380

資料:*1 厚生労働省生活衛生局指導課 平成30年度末現在(全国の年度別の集計については、各年度とも3月末の集計データ)

*2 国土交通省観光庁観光産業課 令和元年12月末現在(全国の年度別の集計については、各年とも12月末の集計データ)

出典：(公社)日本観光振興協会「数字で見る観光」(2020年度版)

(注1) 「ホテル・旅館」は旅館業法に基づく県別のホテル・旅館数。「登録ホテル」「登録旅館」は国際観光ホテル整備法に基づく県別のホテル・旅館数。

(注2) 旅館業法(厚生労働省所管)に基づく県別のホテル・旅館数については、旅館業法の改正(平成30年6月15日施行)により「ホテル営業」「旅館営業」の営業種別が統合し「旅館・ホテル営業」となったため、2018年、2017年、2016年、2015年の全国値は「ホテル営業」と「旅館営業」を合計した数である。

(注2) 国際観光ホテル整備法とは、ホテル業や旅館業を営もうとする者は、全ての旅館業法(昭和23年法律第138号)による都道府県知事の許可を受けなければならないが、このうち、一定の要件を具備する者は、国際観光ホテル整備法に基づき、観光庁長官の登録を受けることができる。

なお、国際観光ホテル整備法は、昭和24年12月24日法律第279号により制定されたもので、外客宿泊施設について登録制度を実施するとともに、これらの施設の整備を図り、併せて外客に対する登録ホテル等に関する情報の提供を促進する等の措置を講ずることにより、外客に対する接遇を充実し、もって国際観光の振興に寄与することを目的とする。